

# 第9章 住 宅

## 市・県営住宅の入居

### 身 知 精 難

住宅の入居を希望されるかたは、募集住宅の中から1つだけを選んでいただき公開抽選で当選した場合に、資格審査を経て入居することができます。この際、次の障害者世帯については、一般申込者より当選確率を高く設定して抽選を行います。

ただし、所得が基準以上の世帯については申し込みができません。

#### 【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級～4級をお持ちのかた
- (2) 療育手帳㊤・A・Bをお持ちのかた
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちのかた
- (4) 戦傷病者手帳をお持ちのかた
- (5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者のかた

#### 【窓口】

- ・市営住宅…埼玉県住宅供給公社 川口市営住宅入居サービスセンター（鳩ヶ谷庁舎1F）  
（電話）048-729-5967 （FAX）048-283-8117
- ・県営住宅…埼玉県住宅供給公社 本社県営住宅課  
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10  
（電話）048-829-2875 （FAX）048-825-1822

## 重度障害者居宅改善費助成

### 身

【担当窓口 障害福祉課】

重度の身体障害者の居宅を生活しやすいように改善する場合で、介護保険または日常生活用具給付の対象にならない工事について助成します。ただし、新築・改築・増築に際して行う工事は除きます。予算の範囲内で助成します。**必ず改善前にご相談ください。**

#### 【対象者】 次の要件を満たすかた

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住されているかた
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けているかたで、下肢または体幹機能障害1、2級のかた
- (3) 所得制限を越えていないこと（補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が10万500円以下）

【助成額】 対象額の3分の2額（助成限度額24万円、100円未満切捨て）

#### 【申請に必要な書類】

| ○改修前                  | ○改修後                   |
|-----------------------|------------------------|
| 1 身体障害者手帳の写し          | 1 振込先口座のわかるもの（本人名義のもの） |
| 2 改修見積書（社印のあるもの）      | 2 改修後の写真               |
| 3 図面（改修図面、改修前の居室等の図面） | 3 領収書（社印のあるもの）         |
| 4 改修前の写真              |                        |